

社会福祉法人 山県市社会福祉協議会

指定通所介護・第一号通所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山県市社会福祉協議会が開設する山県市社協デイサービスセンターふれあい（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下、「介護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適切な通所介護及び第一号通所事業（以下、通所介護等という。）のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 一 | 名 称 | 山県市社協 デイサービスセンターふれあい |
| 二 | 所在地 | 岐阜県山県市高木933番地 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- | | | | |
|--|-------|------|------------------------|
| 一 | 管理者 | 1名 | （施設長、機能訓練指導員、生活相談員と兼務） |
| 管理者は、事業所の従業員の管理及び事務の管理を一元的に行う。 | | | |
| 二 | 生活相談員 | 3名以上 | （介護職員等と兼務） |
| 生活相談員は、事業所に対する通所介護等の利用の申し込みに係る調整、通所介護等に対する技術指導、相談を行う。 | | | |
| 三 | 看護職員 | 3名以上 | （3名以上機能訓練指導員と兼務） |
| 看護職員は、事業所において看護師その他厚生労働省令で定めるものにより行われる療養上の世話又は必要な療養の補助を行う。 | | | |

- 四 介護職員 7名以上 (3名以上生活相談員と兼務)
介護職員は、事業所において、入浴、排泄及び食事の介護等の世話をを行う。
- 五 機能訓練指導員 3名以上 (1名管理者と兼務、3名以上看護師と兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。
- 六 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から翌年1月3日までを除く。
- 二 受付時間を午前8時30分から午後5時30分、サービス提供時間を午前9時10分から午後4時20分までとする。
- 三 安全体制の確保に留意した人員配置において希望者に、午前8時から9時、午後4時20分から6時までの時間外滞在サービスを実施する。

(通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容は、指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター又は、利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との相談によって選定し、サービスを行うものとする。

- 一 身体介護に関すること（排泄、移動、移乗等その他必要な介助）
- 二 入浴に関すること（健康状態の確認、衣服着脱、清拭、洗髪、洗身等その他必要な介助）
- 三 食事に関すること（準備、後始末、食事摂取、その他必要な介助）
- 四 アクティビティーサービスに関すること（レクリエーション、グループワーク、行事的活動、体操、機能訓練、休養）
- 五 運動器機能向上に関すること
- 六 送迎に関すること（移動、移乗動作、送迎等）
- 七 相談、助言に関すること

(通所介護等の利用料その他の費用)

第8条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割

とする。

- 2 通常の通所介護等に係る居宅介護サービス費用の基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用については実費徴収する。また、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることとする。

- 一 食事代 600円
- 二 おむつ代 紙おむつ80円 紙パンツ50円 尿パット（小20円 大40円）
- 三 レクリエーション・行事等参加費(実費)
- 四 複写物の交付 1枚につき10円
- 五 洗濯サービス 1日100円
- 六 時間外滞在サービス 対象時間30分ごとに500円
- 七 その他前各号に掲げるものの他、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 八 キャンセル料 500円（利用予定日の前日までに申し出がなかった場合）

- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道概ね5キロメートル未満 無料
- 二 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道概ね5キロメートル以上 850円＋ガソリン代相当

- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため避難訓練を行う。

（緊急時等における対応方法）

第10条 介護職員等は、通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は社協協力医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 介護職員等は、通所介護等の実施中に天災その他災害等が生じた場合は、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡しその指示に従うものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、関係者及び関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、社会福祉協議会が加入している損害保険の範囲内において

その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または、過失によらない場合は、この限りではありません。

(通常の事業実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、山県市高富・伊自良・美山地域の一部（岩佐・中洞・船越・出戸地区）地域及び岐阜市の一部（三輪・岩野田・長良・常盤・方県地区）とする。

(衛生管理及び介護職員等の健康管理)

第13条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業員に対し、伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、またはまん延しないよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は他の福祉サービス事業者及び関係者に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族に同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する事業の提供を継続し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策等)

第16条 事業所は、感染・非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(個別援助計画書の作成等)

第19条 事業所は、居宅サービス計画及び第一号通所事業計画がたてられている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた通所介護等計画書を作成し利用者、家族に説明の上同意を得ることとする。

2 事業所は、通所介護等計画書に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(地域との連携)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(苦情相談窓口の設置)

第 21 条 事業所は利用者または家族からの苦情や相談がある場合に受付できるよう以下の専用窓口を設ける。

- 一 当事業所内
- 二 本会代表の総務係内
- 三 行政機関、その他苦情受付機関

(揭示等)

第22条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(施設利用にあたっての遵守事項)

第 23 条 利用者は次の事項に掲げる事項について遵守しなければならない。

- 1 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- 2 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- 3 利用者は、他の利用者や職員に対してハラスメントを行ってはならない。
- 4 施設の敷地内で喫煙をしてはならない。
- 5 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備しサービスの提供を開始した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人山県市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1、この規程は、平成15年 4月1日から施行する。
- 2、この規程は、平成17年 4月1日から改定する。
- 3、この規程は、平成17年11月1日から改定する。
- 4、この規程は、平成18年 4月1日から改定する。
- 5、この規程は、平成19年 1月1日から改定する。
- 6、この規程は、平成19年 7月1日から改定する。
- 7、この規程は、平成21年 4月 1日から改定する。
- 8、この規程は、平成22年 4月 1日から改定する。
- 9、この規定は、平成23年 4月 1日から改定する。
- 10、この規定は、平成24年 4月 1日から改定する。
- 11、この規定は、平成25年 4月 1日から改定する。
- 12、この規定は、平成25年 7月 1日から改定する。
- 13、この規定は、平成26年 4月 1日から改定する。
- 14、この規定は、平成27年 8月 1日から改定する。
- 15、この規定は、平成28年 4月 1日から改定する。
- 16、この規定は、平成29年 4月 1日から改定する。
- 17、この規定は、平成29年 5月 1日から改定する。
- 18、この規定は、平成29年 9月11日から改定する。
- 19、この規定は、令和3年 4月 1日から改定する。
- 20、この規定は、令和3年 7月 1日から改定する。
- 21、この規定は、令和4年 2月 1日から改定する。
- 22、この規定は、令和4年 4月 1日から改定する。
- 22、この規定は、令和4年 8月 1日から改定する。
- 23、この規定は、令和6年 4月 1日から改定する。
- 24、この規定は、令和7年 4月 1日から改定する。